

# 川崎の 社会福祉

川崎市  
社会福祉協議会

2019.1  
January

冬  
No. 584



## Contents

川崎の社会福祉  
イメージキャラクター  
「ななまるくん」

川崎で介護のお仕事してみませんか

2P

特集記事「災害に備えて必要とされる取り組み」 3～5P

- インタビュー 佐藤元男さん  
(SL災害ボランティアネットワーク)
- 災害ボランティアセンター
- 災害に備えた日常の取り組み  
～川崎区社会福祉協議会の取り組みから～

成年後見制度について学んでみませんか

7P

- 市民後見人養成研修説明会
- 成年後見制度シンポジウム

インフォメーション

8P

- かわさき暮らしサポーター養成研修
- 笑顔は人との関わりを豊かにする  
コミュニケーション術



平成30年9月1日「第39回九都県市合同防災訓練(平成30年度 川崎市総合防災訓練)」が開催され、川崎市社会福祉協議会もこの訓練に参加し、被災地にボランティアを派遣することを想定した「災害ボランティアセンター設置運営訓練」を行いました【関連記事3～5P】

## 年頭のご挨拶 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会会長 佐藤 忠次



新年明けましておめでとうございます。

川崎市社会福祉協議会会長の佐藤でございます。

市民の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成30年4月より、本会では「第4期地域福祉活動推進計画」をスタートさせました。この計画は「みんなで支えあい ともに安心して その人らしく暮らせる 川崎のまちづくり～ともに目指す地域包括ケアシステムの推進～」の基本理念のもと、3カ年にわたる取り組みを示したものです。

具体的な取り組みとして新たに「地域包括ケアシステム推進会議(通称:社協・地ケア会議)」を設置しました。この会議は、地域団体・社会福祉施設・民生委員児童委員・ボランティア団体など、さまざまな本会会員が連携を深め、情報を共有し、さらなる主体的な取り組みを図ることを目的としています。地域での支え合いや居場所づくりに関しての事例研究や協議を重ねながら、「社協らしい地域包括ケアシステム」を推進しています。

平成31年4月からは、市内全域48ヶ所の老人いこいの家と7区の老人福祉センター、老人福祉・地域交流センターの運営を、社会福祉協議会が一丸となっていくこととなりました。高齢者のいきがい・健康づくりや介護予防、さらには多世代交流の拠点として、地域の中での支え合いがより一層推進できるよう、地域の皆様と共に取り組んでまいります。

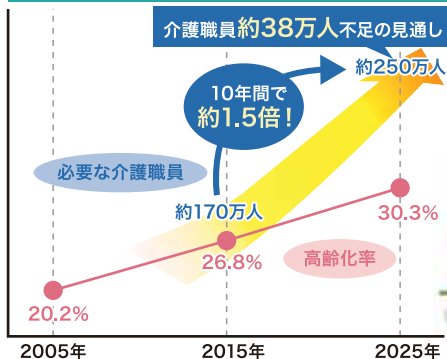
末筆となりますが、皆様の御多幸と御健勝をお祈りし、年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 川崎で介護のお仕事してみませんか！

介護分野における人材不足は深刻な状況にあります。これからの福祉を支える、皆さんの力が必要です！！

## 日本の高齢化率※と必要な介護職員数

※人口における65歳以上の割合



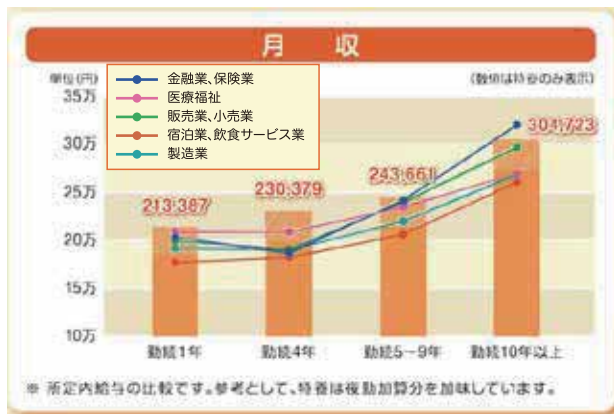
## 1 高齢化の進展と介護職員の不足

川崎市の高齢者人口は、年々増加を続け、2017年10月1日時点で約30.2万人となっており、市の人口の約5人に1人が高齢者となっています。今後、2019年度には、後期高齢者の数が前期高齢者の数を上回り、2020年度中には、高齢者人口が32万人を超え、高齢化率は、21%に達する見込みで、本市においても「超高齢社会」が到来します。(第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「かわさきいきいき長寿プラン」より)



全国的にも2025年に高齢化率が30%を超えることが予想されており、その際、約250万人の介護職員が必要であると推計されています。このままだと介護職員の供給が追い付かず、約38万人の介護者が不足することとなります。

## 2 実際のところ、介護の仕事ってどうなの？



※2016年度版「介護のプロになろう!」(川崎市健康福祉局発行)より抜粋

### Q1 実際に働いている人の声は？

実際に介護業界で働いている人たちの声を聞いてみると、「やりがいがある」「楽しい」と語る人もたくさんいます。人と接する仕事がゆえに得られる充実感もあります。

### Q2 お給料は？

お給料も安くはありません。左のグラフの通り、川崎市内の特別養護老人ホーム等に勤務の場合、平均給与額は、勤続1年目で夜勤等の手当を加算すると213,387円になります。

介護業界は賃金が安いというイメージが先行しがちですが、他業種と比較しても、決して低賃金というわけではありません。

### Q3 夜勤は必須？休みはちゃんと取れるの？

夜勤があるなど、長時間労働のイメージがある人もいるでしょう。しかし、実はそうでもありません。一言で介護の仕事といっても、様々な職場があります。介護の求人情報を見ると分かりますが、日中だけ稼働しているデイサービス等に勤務すれば、基本的に夜勤はありません。また、24時間稼働の介護施設でも、日勤だけという働き方も可能です。逆に、夜勤をすると夜勤手当がつくので、積極的に夜勤の求人を探すという人もいます。

また、休めない、残業過多等のイメージがありますが、シフト制勤務等により過剰労働が抑えられる仕組みとなっています。

### Q4 重労働？体力が必要？

肉体的負担についても、日々の技術革新により介護ロボットやセンサー、IoT(Internet of Things=モノのインターネット)、ICT(Information and Communication Technology=情報通信技術)等が導入されることで軽減される方向にあり、より働きやすい環境が整備されつつあります。

### Q5 資格や経験は、絶対に必要？

職種によっては一定の資格を条件とするものがありますが、資格を持っていなくても介護職の経験がなくとも働ける職種はあります。福祉で働くには資格が必要だと思われがちですが、そんなことはありません。働きながら資格を取る方もたくさんいます。

資格×  
経験×  
やる気○



## 3 福祉で働いてみたくなったら

川崎市福祉人材バンク(TEL:044-739-8726)にご相談ください。福祉の仕事の無料職業紹介事業を行っています。

☆今後も福祉のお仕事紹介について、取り上げていく予定です！

## 特集記事

# 「災害に備えて必要とされる取り組み」

## ●私たちが、災害に備えるために必要なこと ～災害ボランティア活動者、佐藤元男さんへのインタビューから～

## 意識を強く持つこと、地域の中で何ができるのか探ること



SL災害  
ボランティアネットワーク

佐藤 元男 さん

※SLは、セーフティリーダーの通称です。

### 活動のきっかけ

川崎市社会福祉協議会が主催したボランティアバスで、東日本大震災により被害があった岩手県釜石市で活動を行ったのがきっかけです。元々、母親を介護していたのですが、「母親の気持ちに寄り添いたい」という気持ちから傾聴ボランティアグループにも所属していました。仮設住宅に入っているお年寄りの方から、奥様を災害により亡くされたお話を傾聴する機会があり、「災害が起きる前に何かできることがあるのではないか」という強い思いが生まれたことがきっかけで、災害支援に関する活動を始めました。

### 日常の活動は？

私が所属している「SL災害ボランティアネットワーク」は、阪神淡路大震災をきっかけに、ボランティアの質を高めることを目的に設立された公益社団法人です。普段は、**災害が起きても被害を最小限にする」ための啓発活動を中心**に行っています。神奈川県教育委員会から委託を受けて、50校近くの県立高校に対し、災害が起きたことを想定した防災に関する授業を行っています。また、町内会自治会等での講演、地域のイベント等に参加しています。

### 被災地支援活動の経験から

茨城県や熊本県、そして昨年は西日本豪雨災害により岡山県に活動へ行きました。被災された高齢者世帯の泥出しなどの活動をする中で涙ながらに喜んでいただき「**川崎市！そんな遠いところから！**」と感動され、私自身も元気をいただくことができました。

### 災害に備え必要とされること

地域の方たちの防災に関する意識はまだ低いと感じています。「自分は被災しないだろう」という意識がどこか働いています。私たちが開催する講座では「家で何を備えなければいけないか」「家具の転倒防止は必要」「被災した時にトイレはどうするか」等の**ひとつひとつの災害に備えた意識を強く持つことの必要性**についてお伝えしています。受講された方から「実践しました!」との声をいただくこともよくあります。



### 最後にひと言！

私は母親の介護をきっかけに、地域活動に携わるようになり、そのおかげで人間関係も広がりました。自分たちが**住んでいるところが安全でなければ、自分たちの幸せは築けない**と思っています。そのために**地域の中で何ができるのかを探ることが大切**だと感じています。

## 災害に備えた、第一歩！

「川崎市防災情報ポータルサイト」で  
災害に備え、日常からの準備を



川崎市危機管理室では、防災専門のポータルサイトを開設しています。防災に関しての最新情報だけでなく、避難所や応急給水拠点等を示した「防災マップ」、そして地震・土砂災害等の災害に応じた備えをまとめた「我が家の防災ハンドブック」等の情報が掲載されていますので、ぜひご確認ください。

■川崎市危機管理室  
TEL:044-200-2894

平成30年6月には、  
タブロイド紙  
「備える。かわさき」を発行し、  
市内全戸に配布しました。



# ●災害が起きた時、社協が行うべきこと

～「ボランティア活動者」と「支援を必要とする方」をつなげる  
『災害ボランティアセンター』～



平成30年9月1日「第39回九都県市合同防災訓練(平成30年度 川崎市総合防災訓練)」が、東扇島東公園等を会場に川崎市で開催されました。川崎市社会福祉協議会もこの訓練に参加し、被災地にボランティアを派遣することを想定した「災害ボランティアセンター設置運営訓練」を行いました。訓練当日の様子から、ボランティア活動に至るまでの流れをご紹介します。

## 「災害ボランティアセンター」の流れ ～第39回九都県市合同防災訓練から～

### ① ボランティア受付

ボランティア活動を希望される方の受付です。センターに登録いただくとともに、ボランティア活動中の**事故等の非常事態に備え、ボランティア活動保険にも加入**していただきます。



### ② マatching ～ボランティア活動を調整します～



右下に記載があるようなボランティア依頼に対して、活動者の調整を行います。マッチングを担当する職員は、依頼に対し、**ボランティア活動する内容を整理し、必要な人数・資材等を確認**していきます。

**活動者は、希望するボランティア活動に手を挙げ、必要な人数が揃ったらグループをつくり、その中からリーダーを決定します。**

### ③ 送り出し～活動～報告

活動場所の状況に合わせて、必要な資材を用意し、ボランティア活動場所へ向かいます。(スコップ・バール・バケツ・土のう袋 等)

活動後は、「活動が完了したのか」「継続した活動が必要か」などの情報をセンターへ報告します。活動が完了した依頼でも、直接自宅へ訪問し、**被災された方からお話を聴くことで、時間経過の中で必要とされる支援(炊き出し・交流支援 等)がどのようなことが把握することも重要**です。



## 災害ボランティア活動にあたり



認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード  
「水害ボランティア作業マニュアル(表紙)」から

## ボランティア依頼受付 ～来所・電話による総合相談～

【主な活動内容】  
・家の泥出し  
・瓦礫の撤去作業  
・物の整理  
・清掃作業 等



被災された方からの来所・電話による相談窓口です。ボランティア依頼に関しての相談はもちろんのこと、生活に関して不安に感じていること等を聞き取ります。ボランティアの依頼内容は時間の経過と共に変化していきます。ボランティア活動を通じて、被災された方の生活を継続してどのように支援していくか。社協職員の専門性を発揮し、相談された方に寄り添い、考えていきます。

●川崎市社会福祉協議会では、平成30年7月豪雨災害により被災があった広島県(三原市、尾道市、呉市、安芸郡坂町)へ職員を派遣し、現地災害ボランティアセンターの運営を支援しました。

(平成30年7月23日～10月15日、延べ23名を派遣)

#### 派遣職員からの報告



あんしんセンター運営課  
深谷幸紀  
(広島県三原市へ派遣)

#### 今回の派遣

以前から、社協職員として被災地支援に関わることは大きな役割と感じていました。そして、今回立候補し、初めて派遣されました。防災訓練などで活動のイメージはしていましたが、現地の状況が日々変わりつつある中で、その場に応じた役割が大切なことを実感しました。

#### 現地での役割

主にボランティア受付業務を行いました。平日は活動者が少ないので、活動につなげるマッチングの難しさを実感しましたが、ボランティアセンターのFacebookを更新する役割も担い、そこで活動募集などの情報発信することで、必要な情報を伝えることを意識しました。自分自身は決められた役割しかできなかったかもしれませんが、現地社協職員が外に出やすくなり、日常業務を行えるようになるなど、派遣されたことに意義を感じることができました。

#### 経験を振り返って

まず、地元の方、NPO団体、大学生など災害ボランティアセンターは社協だけでは成り立たないことが分かりました。

そして「必要なボランティア依頼がないか」一軒ずつお宅を訪問する機会があったのですが、被災されてたいへんな状況にも関わらず、訪問したことに感謝の言葉を伝えられたことがとても印象に残りました。1週間経験したことを、派遣された経験がない人などへも伝えていきたいです。

## ●災害に備えるために、社協が『日常』行うべきこと

災害に備えた意識を強く持つことは、自分自身を守るだけでなく、家族を守ること、そして災害時に支援が必要な方たちを守ることもつながります。そのために、社協は日常どのような取り組みを行うべきなのでしょう。今回の九都県市合同防災訓練の準備を中心となって進めてきた、川崎区社会福祉協議会の日常の取り組みをご紹介します。

### ★報告：川崎区社会福祉協議会 ～災害ボランティアセンターを通じた『日常』の取り組み～



総合防災訓練でのパネル展示

災害ボランティアセンターの課題として、地域からいかに困りごとを集めるかが挙げられます。川崎区社協では、区民の方に、まずはセンターについて知っていただくことを目的として広報・啓発活動を実施しており、平成30年度からの第4期地域福祉活動計画の重点事業に位置づけています。

平成29年度から区ごとに実施されている総合防災訓練に参加し、パネルを展示しながらセンターについて説明し、オリジナルのチラシとクリアファイルを配布しています。

また、地域の核となる方にセンターについて詳しく知ってもらうため、町内会自治会や民生委員児童委員等を対象に研修会を開催し、「大きな災害が起きた時には、社協が災害ボランティアセンターを設置・運営することを知っておいてほしい」「地域の困りごとを集めてほしい」という2つのことを重点的に伝えてきました。そうした活動を実施していく中で地区社協からも声がかかるようになり、地区社協の研修会や地域福祉懇談会において説明をさせていただいています。

#### 研修会や地域福祉懇談会では

『災害ボランティアについては知っていたが、センターのことは知らなかったです。多くの人に知ってほしいので、地域でも話してほしいです』

『避難所に困りごとが多く集まると思うので、取りまとめに協力をしたいです。避難所の中で困りごとを聞き取るフォーマットがあると助かります』

『年齢的にボランティアは無理ですが、困りごと集めであれば協力できます』

災害ボランティアセンターの研修等の取り組みを通じて、地域の皆さん一人ひとりができることを確認いただく機会になっていると深く実感しました。いつ起きるか分からない災害のためにも、そして社協の役割として誰もが支え合い安心できる関係づくりを推進するためにも、普段からの地道な活動を今後も継続していきたいと思えます。



地区社協での「地域福祉懇談会」

平成30年度 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 !!

# ボランティア活動保険

全国200万人  
加入!!

## 保険金額

| 保険金の種類 |                      | プラン                             | Aプラン             | Bプラン             |
|--------|----------------------|---------------------------------|------------------|------------------|
| ケガの補償  | 死亡保険金                |                                 | 1,040万円          | 1,400万円          |
|        | 後遺障害保険金              |                                 | 1,040万円<br>(限度額) | 1,400万円<br>(限度額) |
|        | 入院保険金日額              |                                 | 6,500円           | 10,000円          |
|        | 手術<br>保険金            | 入院中の手術                          | 65,000円          | 100,000円         |
|        |                      | 外来の手術                           | 32,500円          | 50,000円          |
|        | 通院保険金日額              |                                 | 4,000円           | 6,000円           |
|        | 特定感染症の補償             | 上記後遺障害、入院、通院の<br>各補償金額(保険金額)に同じ |                  |                  |
| 賠償責任   | 葬祭費用保険金<br>(特定感染症)   |                                 | 300万円(限度額)       |                  |
|        | 賠償責任保険金<br>(対人・対物共通) |                                 | 5億円(限度額)         |                  |

## 年間保険料(1名あたり)

| タイプ    | プラン | Aプラン | Bプラン |
|--------|-----|------|------|
| 基本タイプ  |     | 350円 | 510円 |
| 天災タイプ※ |     | 500円 | 710円 |

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

● 後遺障害も  
フルカバーなので  
安心です!!

## 保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

# ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動や  
ボランティア活動の  
さまざまな行事における  
ケガ、賠償(主催者責任)  
を補償!!

## 保険金額

A・B・Cプラン共通(A・B・Cプラン共に熱中症危険補償特約セット)

| 保険金の種類 |           | 補償内容             |
|--------|-----------|------------------|
| ケガの補償  | 死亡保険金     | 400万円            |
|        | 後遺障害保険金   | 400万円(限度額)       |
|        | 入院保険金日額   | 3,500円           |
|        | 手術<br>保険金 | 入院中の手術 35,000円   |
|        |           | 外来の手術 17,500円    |
| 賠償責任   | 通院保険金日額   | 2,200円           |
|        | 対人事故      | 1名・1事故 2億円(限度額)  |
|        | 対物事故      | 1事故 1,000万円(限度額) |

※賠償責任の補償の限度額は、補償の対象となるリスクの種類ごとに適用されます。

## 保険料(1名あたり)

※詳しい内容は、パンフレットをご覧ください。

| Aプラン<br>(宿泊を伴わない行事)                 |                           |                           |
|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| A1の行事                               | A2の行事                     | A3の行事                     |
| 1日 28円<br>(最低保険料 560円)              | 1日 126円<br>(最低保険料 2,520円) | 1日 248円<br>(最低保険料 4,960円) |
| Bプラン<br>(宿泊を伴う行事)                   |                           |                           |
| 1泊2日(2日間)                           | 2泊3日(3日間)                 |                           |
| 241円                                | 295円                      |                           |
| Cプラン<br>(宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できない行事) |                           |                           |
| A1の行事                               |                           |                           |
| 1日 28円(最低保険料 560円)                  |                           |                           |

## 送迎サービス補償

(傷害保険)

- ◆ 送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

- ◆ ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

# 成年後見制度について学んでみませんか



大切な書類やお金の管理。歳のせいか難しく感じるようになってきたなあ…。



1人暮らしをしている高齢の父。悪徳商法に騙されたりしないか心配…。



こんな不安を安心に変えるのが  
**成年後見制度**です！



## 成年後見制度が生活を守ります

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方の財産や権利を保護し、生活を支援する制度です。



後見人さんがいるから安心して生活できるわね。

## 成年後見人はこんな人たち

家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人。本人の代理として成年後見人が財産管理などを行います。弁護士、司法書士といった専門職の他、本人の親族や市民後見人が選任されます。

あなたも市民後見人として活動しませんか

### 市民後見人って？

市民後見人とは、親族でも専門職でもない、地域に住む一般市民の成年後見人です。研修等を受講し、専門組織によるバックアップを受けながら、同じ地域に暮らす市民としての特性を活かして活動します。

本会では、川崎市から委託を受けて平成27年度から市民後見人の養成と活動支援を行っています。

### 川崎市市民後見人養成研修説明会

市民後見人養成研修の受講を申し込むためには、下記のいずれかの説明会に参加していただく必要があります。

**日 時** ①平成31年3月16日(土)9時30分～11時30分  
②平成31年3月19日(火)18時30分～20時30分

**会 場** 川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)7階大会議室

**対 象** 川崎市内在住または市内在勤で、  
25歳以上70歳未満の方(本年5月1日現在)

## 成年後見制度シンポジウム

基調講演や分科会のほか、相談コーナーも設けます。成年後見制度に興味がある方はぜひご参加ください。

●日時 平成31年3月16日(土) 13時～  
●会場 川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)  
※JR武蔵中原駅より徒歩1分

●申込み 不要  
●参加費 無料  
※詳細は確定次第、市社協HP・市政だより等に掲載します。



■お問い合わせ 川崎市あんしんセンター TEL:044-739-8727

## 「成年後見制度～川崎市あんしんセンターの役割～」

## 橋

平成12年の社会福祉基礎構造改革によって、介護・福祉サービスは利用者と事業者が契約して利用する時代に転換したことを受けて、判断能力が不十分な高齢者、障害者の契約的自立をバックアップするために<成年後見制度>が新たに導入されました。この制度は法定後見と任意後見に大別されますが、現状は法定後見が中心になっています。この法定後見は本人の判断能力が不十分になった後、親族などが家庭裁判所に後見開始を申し立てる制度ですが、親族がいないか、協力を得られない一人暮らしの高齢者、障害者の場合には、地域福祉を担う市町村長の申立が認められています。

この市町村長申立件数は年々増加し、その多さは大都市中心の傾向にありますが、政令指定都市では大阪、横浜、岡山に次いで、川崎市はトップクラスにあ

ります。

川崎市長の申立をはじめとして、本会川崎市あんしんセンターでは横浜家庭裁判所川崎支部の依頼を受けて成年後見人等を受任し、本人の財産管理と身上監護を担っています。平成30年10月末現在、受任件数129件、終了85件、継続中44件という実績です。

また、あんしんセンターは川崎市から委託を受けて、市民後見人の養成と支援にも力を入れ、すでに延べ21名が市民後見人として選任されています。

市長申立は福祉から後見への「橋」であり、その「橋」を支えるあんしんセンターの役割は益々重要になっています。

川崎市あんしんセンター業務監督審査会  
委員長 若穂井 透  
(弁護士、元日本社会事業大学教授)

受講料  
無料

## かわさき暮らしサポーター養成研修

家事支援専門のヘルパー養成研修です。

“かわさき暮らしサポーター(暮らサポ)”とは、洗濯・掃除・調理など、ちょっとしたお手伝いを必要とする高齢者宅を訪問して、日々の暮らしをサポートするお仕事です。日頃磨いたあなたの家事力、活かしてみませんか？



### なかはら会場

- 日 時:平成31年1月22日(火)  
10時～16時45分
- 会 場:福祉パルなかはら 研修室

### たかつ会場

- 日 時:平成31年2月27日(水)  
10時～16時45分
- 会 場:高津市民館 第4会議室

- 対象 ・川崎市内または近隣在住で、ヘルパーの資格をお持ちでない方  
・受講後、本会訪問介護支援事業所への就労を希望する方
- 受講料 無料
- 定員 20名(各会場)
- 申込み 事前申込みが必要。詳しくは下記までお問合せいただくかQRコードからHPをご覧ください。



### 暮らしサポのいいところ

🍀 週1回/1時間～OK  
ライフスタイルに合わせて働き方を選べます。

🍀 未経験でも大丈夫  
家事援助に必要な知識を1日かけて学んだあと、先輩職員と一緒に見学・実習を行います。親切・丁寧な指導で安心！

■申込み・お問合わせ 介護支援課 TEL:044-739-8712

福祉情報  
ミニ講座

真打ち 林家うん平さんから学ぶ

## 「笑顔は人との関わりを豊かにするコミュニケーション術」

“聞いて長生き！笑って健康！人生って素晴らしい！”

噺家 林家うん平師匠による「心と身体を元気にする笑いについて」の大人気講演会です。講演の後は落語もお楽しみいただけます。皆様お誘いあわせの上、是非ご来場ください！

- 日時 平成31年3月8日(金) 14時～16時(開場 13時30分)
- 会場 高津市民館(ノクティ2)12階大ホール ※JR武蔵溝ノ口駅・東急溝ノ口駅より徒歩2分
- 対象 川崎市内在住の方
- 定員 400名(先着順)
- 参加費 無料
- 申込み 不要(当日、直接会場へお越しください)

### ■お問合わせ

川崎市高齢社会福祉総合センター  
TEL:044-976-9001



## 寄付御礼

## たくさんのご寄付をありがとうございます

(平成30年8月11日～平成30年11月20日)(順不同)

川崎市社会福祉協議会の  
地域福祉活動へのご寄付

- 川崎市制記念多摩川花火大会出店者 様
- 故 青木 政之助 様

福祉基金へのご寄付

- 高橋 裕康 様
- 市川 和夫 様

物品のご寄付

- 株式会社富士通マーケティング 様
- 佐古 早苗 様



12月29日～1月3日まで、川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)は全館休館いたします。

■編集・発行

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

住 所:川崎市中原区上小田中6-22-5 TEL:044-739-8710 FAX:044-739-8737  
E-mail:info@csw-kawasaki.or.jp HP:http://www.csw-kawasaki.or.jp

広報紙「川崎の社会福祉」に掲載する広告を募集しています。詳細はお問い合わせ下さい。

発 行:年4回(4・7・10・1月1日)

年間購読を希望される方は、82円切手4枚をお送り下さい。